平成２１年（フ）第１３８２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字廻間31番地
債務者　戸田千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４２号
愛知県春日井市中野町２丁目11番地13
債務者　宇末　俊彦
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８５号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目61番地
新和コーポＢ棟110号
債務者　弓　　幸市
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８００号
愛知県大府市桃山町１丁目65番地の１　レインボー大府桃山501号
債務者　浦壁　誠二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６号
三重県志摩市浜島町浜島1787番地36
債務者　柴原寿美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
北海道砂川市北吉野町228番地10
債務者　斉藤　一幸
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
北海道滝川市空知町３丁目10番５－330号
啓南団地
債務者　林　　幸一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
北海道滝川市西町５丁目６番44号
債務者　石川　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
北海道歌志内市字東光３番地10
債務者　北嶋　雄子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番４－4203号　みずほ団地
債務者　渡部　正章
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
北海道空知郡奈井江町字奈井江70番地
債務者　山形真理子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
北海道赤平市東文京町２丁目５番地
債務者　菅谷　笑子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
北海道赤平市東文京町２丁目５番地
債務者　小谷内正人
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
北海道砂川市空知太西１条３丁目１番６号
債務者　本橋　慎次
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
北海道芦別市野花南町977番地の21
債務者　水上香緒里
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
北海道空知郡上砂川町字西山８番地１
債務者　三澤　辰雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
北海道芦別市本町1065番地の67　道営芦別ふれあい団地31号
債務者　黒田千栄子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
山形県東置賜郡高畠町大字川沼221番地の２
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部